

若年がん患者在宅療養支援事業

～福島県在宅ターミナルケア支援助成事業～

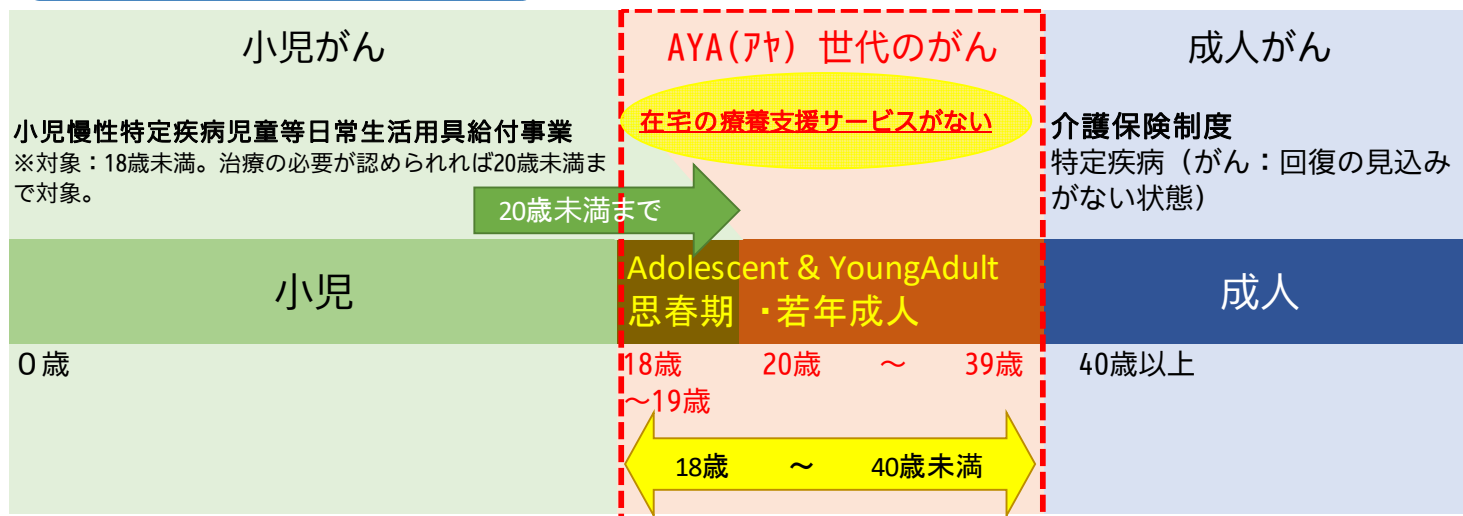
214万8千円

令和4年度補正予算議案書 29ページ

財源区分：補助 県：基準額の1/2

現在、終末期における公的な在宅療養支援制度がない18歳から40歳未満の若年者の末期がん患者に対し、住み慣れた環境で安心して終末期を迎えることができるよう在宅サービス利用料の一部を補助し、患者本人や家族の負担を軽減する補助制度を新設する。

1 現状

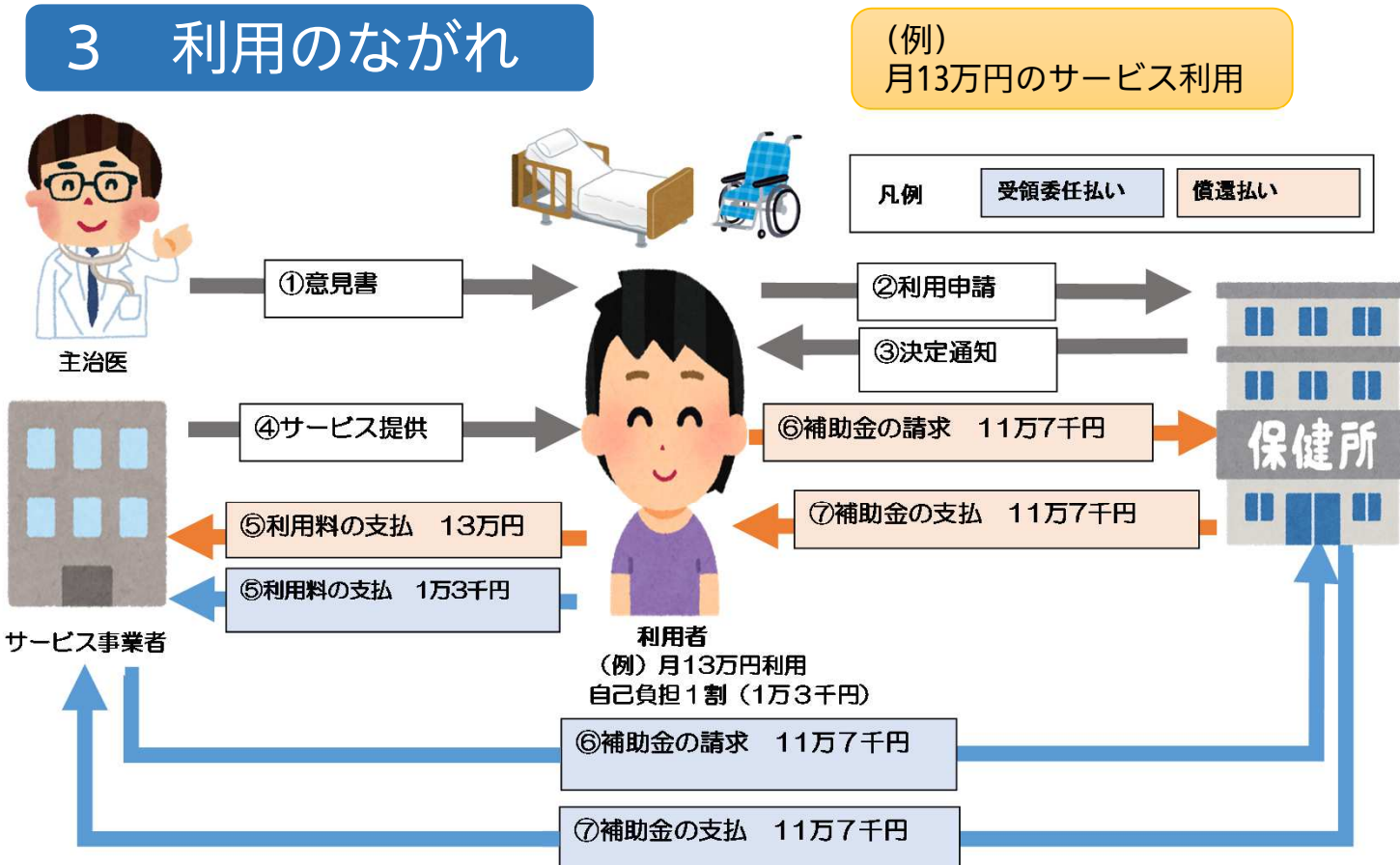


※AYA (アヤ) 世代：「Adolescent & Young Adult世代」の略。15～39歳の思春期・若年成人の世代を指す。

2 概要

区分	内容
対象者 (右のすべてに該当する方)	①18歳以上40歳未満の市民 ②がん患者（医師から一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方） ③他の事業において、本事業の対象サービスと同様のサービス利用を受けることができない方
補助対象	①訪問介護（身体介助、生活援助、乗車・降車等介助） ②訪問入浴介護 ③福祉用具の貸与（車いす、特殊寝台、手すり（工事を伴わないもの）、歩行補助杖等） ④福祉用具の購入（腰掛便座、入浴補助用具等）
補助額	・1か月当たり、月額13万円を上限とし、サービス利用料の9割相当額を補助する。（最大月額11万7千円） ・生活保護世帯の方は、10割相当額を補助する。（最大月額13万円） ・補助額を上回る利用料等については自己負担。
サービス利用料の支払	①償還払い ②受領委任払い ※利用者が選択可

3 利用のながれ



※福島県在宅ターミナルケア支援助成事業(令和4年5月18日施行)を活用